



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2010 年 11 月 1 日

「LT 会」会報第 10-17 号 (総 75 号)

上海良図商務諮詢有限公司

中国の税收制度がついに国内企業と国外企業とで完全に統一に! ＜国内外企業及び個人の税制を統一・都市維持建設税など＞

[最新・税收動向]

中国政府網は 10 月 21 日、「国務院の国内資本企業、外資系企業、個人の都市維持建設税と教育費付加制度の統一に関する通知」を発表した。

これにより、国務院は 2010 年 12 月 1 日から、国内企業及び外資企業並びに個人に対する都市維持建設税と教育費付加制度の統一化を決定した。これは 2008 年施行の新企業所得税に続く、税制一本化への重要な措置となる。

中国は、これまでも車船税、企業所得税、耕地占用税、不動産税などを相次いで統一しており、今回の政策によって中国の税收制度が、「完全」に国内企業と国外企業共に統一された、と国際金融報が報じている。

当該通知によれば、本年 12 月 1 日以降は外資系企業、海外企業、外国籍人に対し、国務院が 1985 年に公布した『中華人民共和国都市維持建設税暫定条例』、86 年公布『教育付加費徴収の暫定規定』が適用されることになる。

都市維持建設税と教育費付加は、都市・農村の維持建設のための資金調達、及び地方の教育経費財源を拡大するために特別に設けられた租税と政府基金であり、都市及び農村の公共施設を使用して教育サービスを受けるすべての単位(事業所)と個人から徴収されるものである。

財政部、国家税務総局の責任者の 20 日の指摘によれば、都市維持建設税と教育付加費の徴収開始より 20 年以上を経過するものの、これまで中国国民並びに国内資本企業からしか徴収していなかった。こうした国内と国外とを区別する税制度は、改革開放の初期においては、外資系企業を呼び込み、海外の進化した技術を導入することに重要な役割を果たしてきた。然しながら、改革開放の深化にともない同制度は市場経済における公平な競争という要求に次第に合致しなくなってきた。国内企業と国外企業との税制度の統一を求める声が各界から日増しに強くなっていた。都市維持建設税は、納税者の所在地(市、区、県城(鎮)、その他の地区)ごとに 7%、5%、1% の 3 段階の税率適用となり、教育付加費においては現在一律 3% の税率適用となっている。

中国の経済及び社会発展、並びに市場経済体制の整備に伴って、内外資企業の都市維持建設税と教育費付加制度は一本化へ機は熟した。しかも中国経済は引き続き堅調を維持しながら 2010 年第 1～3 四半期成長率も 10.6% を達成しており、制度一本化を円滑に実施する有利な条件がもたらされた。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

統計データによれば中国は、世界的金融危機による衝撃に対応するため、一連の構造的減税政策をもって昨年の減税総規模は約 5000 億元余りに達しており、企業の負担は著しく軽減されて経済活力を増してきている。ある地方政府の税務担当職員は、「一般的な大規模外資系企業グループで、一年間に納める増値税(付加価値税)が1億元から2億元と仮定すると、都市維持建設税と教育付加費が国内外で統一された場合、従前に比して1千万元から2千万元多く税金を納めることになる」と話す(編集 KS)。

一部には外資に対する吸引力の低下を懸念する声もあるが、財政部は「中国の好調な経済に裏付けられた莫大な消費市場、豊富な労働力資源、そして全面的な開放政策は強力な吸引力を持っている。」と指摘し、「今回の措置が中国の外資吸引力に負の影響を与えることはない」と説明している。日本企業を含めた外資系企業は関連する税負担によって最大10%ほど増える見通しとなる。

今までは外資系企業を経済成長のテコにしてきた中国だが、ここにきて戦略転換が鮮明になりつつある。帝国データバンクによると、中国に進出済みの日本企業は合計1万778社にのぼり、業種別では製造業が最も多く全体の42%を占めるという。